

質 問 回 答

2023 年 12 月 22 日

「全世界(広域)開発途上国における住宅支援の在り方に関する研究」

(公示日:2023 年 12 月 13 日/調達管理番号:23a00756)について、質問と回答は以下の通りです。

| 通番号 | 当該頁項目 | 質問 | 回答 |
|-----|--------------------|---|---|
| 1 | P10 | <p>「(2)調査の対象機関」の説明事項の中で、「本調査で実施する検討会や研究会への出席」とありますが、この検討会と研究会のそれぞれの概要(目的、開催回数、構成員等)の違いについて、お伺いしたい。</p> <p>例:「検討会は、本業務全般に関する進め方などについて、検討する組織」であり、「研究会は、本業務で調査する専門的な内容について協議をする組織」</p> | <p>「検討会」は、本調査が扱う専門的な内容について、JICA が選定する外部有識者からのご意見、助言をいただく機会として位置づけます。</p> <p>「研究会」と記載ある部分については、「検討会」に読み替えをお願いします。</p> <p>上記を踏まえ、</p> <p>「第 5 条実施方針及び留意事項(3)研究会の開催」を「第 5 条実施方針及び留意事項(3)検討会の開催」に、同項の実施方針内容の「研究会」を「検討会」に修正します。</p> <p>「第 6 条 調査の内容(2)事前検討会の実施」について、これを「第 6 条 調査の内容(2)検討会の実施」に修正します。</p> |
| 2 | P.10 (2)調査の対象機関 | <ul style="list-style-type: none">・説明書に具体的な組織名称の記載がない機関(日本の地方自治体、民間企業、大学、日本以外の中央省庁、民間企業、地方自治体、銀行等)について、現時点で想定している具体的な組織・機関はございますか。・聞き取りを行う対象機関数はいくつ程度を想定していますか。総計及び、上記の各分類(地 | <p>記載のある国土交通省各局、都市再生機構、住宅金融支援機構以外の具体的な想定はありません。聞き取りの対象機関数について、日本における住宅事情、政策、開発経験については多数の報告書、出版物があることから、それらを踏まえて検討に不足する範囲での追加的な情報収集や海外における住宅分野への本邦の民間</p> |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | 方自治体、民間企業等)ごとの想定数があればご教示ください。 | 投資動向などにかかる聞き取り先を検討の上で実施することを想定します。 |
| 3 | P11 | 「(3)研究会の開催」の説明事項の中で、「研究会には JICA が委嘱する外部有識者」とありますが、この外部有識者は既に貴機構で決定されているのか、それとも本プロポーザル時に提案するものか、お伺いしたい。 | 外部有識者は JICA にて選定、指名します。 |
| 4 | P.11 (3) 研究会の開催 | ・研究会の開催回数や参加人数の目安があればご教示ください。 | 開催回数について、調査初期、中間成果とりまとめ、最終成果ドラフトとりまとめの最低 3 回を想定し、必要に応じて1,2 回程度の追加を想定します。 外部有識者は 5 機関 5 名程度を想定します。このほかに、JICA 関係者および受注者の調査団員の参加を想定します。 |
| 5 | P.18 (2) 業務量目途と業務従事者構成案 2) 渡航回数の目途 延 12 回 | 延 12 回とはどのようなカウントに基づきますでしょうか。 P.11の「(4) 現地における情報収集」では、「第一次渡航(10 日×3名)、第二次渡航(20 日×3名)の計 2 回を想定する」との記載がございましたので、その部分との整合性をお伺いする趣旨でございます。 | 記載の渡航経路・回数について限定するものではありません。現地調査の想定は、一人 4 カ国訪問 3 名で延 12 回としました。周遊経路など効率的・経済的経路を願いますので、11 ページでは第一次渡航をブラジル、第2次渡航を南アジア3国と想定した記載です。 |
| 6 | 企画競争説明書 11 頁 第 2 章 特記仕様書案 第 5 条 実施方針及び留意事項 (4) 現地における情報収集 および | 渡航回数につきまして、11 頁には「第一次渡航(10 日×3 名)、第二次渡航(20 日×3 名)の計 2 回を想定する。」とあり、延 6 回と読み取れますが、一方で 18 頁には「延 12 回」と記載されています。6 回と 12 回のどちらを想定されている | 同上 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 18 頁 第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項 2、業務実施上の条件 (2) 業務量目途と業務従事者構成案 | のでしょうか。 | |
| 7 | P.13～14 第7条 成果品等 | ・各成果物のファイル形式は規定されていますか。全て Word となりますでしょうか。 | 編集可能な様式として Word と、可読性が確保された様式としての PDF での提出とします。 |
| 8 | P.14 6) 広報資料 a) 記載事項：本調査の結果を 10 枚以内のリーフレットにまとめたもの | 「10 枚以内のリーフレット」について、体裁や内容について具体的な指定やイメージはございますでしょうか。 | A4 サイズ 10 枚以内とします。それ以外の体裁、構成については、指定ありません。本調査開始後、発注者と受注者で協議のうえで内容の確定を行うこととします。 使用目的として、JICA の住宅協力に関する途上国政府関係者への説明や国内関係者への説明への活用を想定しています。 |
| 9 | P.17 (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力 1) 類似業務の経験 住宅政策に係る調査・研究、技術移転に関する業務 | ・法人としての類似実績は、本調査対象 4 か国における実績だけでなく、4 か国以外の地域における調査テーマに関連する実績も評価対象になりますか。 ・実績の評価ルール(「4 か国の実績をより高く評価する」等)はございますか。 ・類似実績は最低何件以上必要という規定はございますか。 | ・本調査対象 4 か国以外の地域を対象とした調査テーマに関連する実績も評価対象とします。 ・4 か国の実績をより高く評価することはありません。「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023 年 10 月)別添資料 2 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」をご参照ください。 ・類似実績の最低件数の規定はありません。 |

| | | | |
|----|---|--|---|
| 10 | <p>P.17～18 (3)業務従事予定者の経験、能力 2)業務経験分野等</p> | <p>「① 対象国及び類似地域：南アジア地域・中南米地域」と記載ありますが、業務主任者と副業務主任者はいずれも南アジア地域と中南米地域の実績が必要となりますか。あるいは、どちらか一方が住宅分野における実績・知見を有し、どちらか一方が対象地域の実績を有する等の体制でも評価対象となりますか。</p> | <p>・「どちらか一方が住宅分野における実績・知見を有し、どちらか一方が対象地域の実績を有する等の体制」であるかどうかの提案にかかわらず、当該項目(3)2)①は、業務主任者と副業務主任者いずれも当該対象地域での類似業務経験がある場合は加点要素となります。 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」をご参照ください。</p> |
|----|---|--|---|

以上